

奈良県告示第五百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
明日香村上居（〇〇四）急傾斜地崩壊警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県中和土木事務所 及び明日香村役場地域 づくり課
明日香村細川（〇〇八）急傾斜地崩壊警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県中和土木事務所 及び明日香村役場地域 づくり課
明日香村細川（〇一〇）急傾斜地崩壊警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県中和土木事務所 及び明日香村役場地域 づくり課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。